

3 漁業権の内容

(1) 海面

ア 漁業権一覧

(ア) 共同漁業権

免許番号	漁業の種類	漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	関係地区	条件
共第1号	第1種共同漁業	市川市	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	おごのり	1/1～12/31	市川市塩浜地先	市川市	なし
	もがい			1/1～12/31				
				かき	1/1～12/31			
				はまぐり	1/1～12/31			
				あさり	1/1～12/31			
				ばかがい	1/1～12/31			
				しおふき	1/1～12/31			
				ほんびのすがい	1/1～12/31			
				餌むし	1/1～12/31			
	第2種共同漁業			雑魚固定式刺し網	1/1～12/31			
共第2号	第1種共同漁業	新木更津市	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	おごのり	1/1～12/31	木更津市牛込及び金田 東二丁目地先	木更津市牛込、金田東二丁目 (旧牛込の区域に限る。) 及 び金田東三丁目(旧牛込の区 域に限る。)	なし
				もがい	1/1～12/31			
				かき	1/1～12/31			
				はまぐり	1/1～12/31			
				あさり	1/1～12/31			
				ばかがい	1/1～12/31			
				しおふき	1/1～12/31			
				おおのがい	1/1～12/31			
				餌むし	1/1～12/31			
共第3号	第1種共同漁業	金田	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	おごのり	1/1～12/31	木更津市金田東二丁目 から畔戸に至る地先	木更津市金田東一丁目、金田 東二丁目(旧中島の区域に限 る。)、金田東三丁目(旧中 島及び旧中野の区域に限 る。)、金田東四丁目、金田 東五丁目、金田東六丁目、中 島、瓜倉、畔戸及び中野	なし
				もがい	1/1～12/31			
				かき	1/1～12/31			
				はまぐり	1/1～12/31			
				あさり	1/1～12/31			
				ばかがい	1/1～12/31			
				しおふき	1/1～12/31			
				おおのがい	1/1～12/31			
				餌むし	1/1～12/31			
	第2種共同漁業			雑魚すだて	3/1～11/30			
共第4号	第1種共同漁業	新木更津市	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	おごのり	1/1～12/31	木更津市久津間及び江 川地先	木更津市久津間、江川及び岩 根	なし
				もがい	1/1～12/31			
				はまぐり	1/1～12/31			
				あさり	1/1～12/31			
				ばかがい	1/1～12/31			
				しおふき	1/1～12/31			
				おおのがい	1/1～12/31			
				餌むし	1/1～12/31			
共第5号	第1種共同漁業	新木更津市	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	おごのり	1/1～12/31	木更津市中里地先	木更津市中里	なし
				もがい	1/1～12/31			
				はまぐり	1/1～12/31			
				あさり	1/1～12/31			
				ばかがい	1/1～12/31			
				しおふき	1/1～12/31			
				おおのがい	1/1～12/31			
				餌むし	1/1～12/31			

免許番号	漁業の種類	漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	関係地区	条件
共第6号	第1種共同漁業	新木更津市	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	おごり もがい かき はまぐり あさり ばかがい しおふき おおのがい 餌むし	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	木更津市吾妻から新港 に至る地先	木更津市吾妻、新宿、中央、 富士見、新田、木更津、東中 央、大和、文京、幸町、桜町 及び貝渕	なし
共第7号	第2種共同漁業	新木更津市 金田	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	雑魚固定式刺し網	1/1～12/31	木更津市地先	木更津市	なし
共第8号	第1種共同漁業	富津	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	おごり かき はまぐり あさり ばかがい しおふき おおのがい みるくい たいらぎ なみがい なまこ 餌むし	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 11/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	富津市富津地先	富津市大堀、青木、西川、新 井及び富津	なし
	第2種共同漁業			雑魚固定式刺し網	1/1～12/31			
共第9号	第1種共同漁業	新富津	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	おごり かき はまぐり あさり ばかがい しおふき おおのがい みるくい たいらぎ 餌むし	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 11/1～翌5/31 1/1～12/31	富津市富津地先	富津市大堀、青木、西川、新 井及び富津	なし
	第2種共同漁業			きす固定式刺し網 こち固定式刺し網 ひらめ固定式刺し網 かに固定式刺し網	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31			
	第3種共同漁業			あじ地びき網	1/1～12/31			
共第10号	第1種共同漁業	新富津	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	あさり ばかがい みるくい にし たこ 餌むし	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	富津市川名及び篠部地 先	富津市川名及び篠部	なし
	第3種共同漁業			あじ地びき網	1/1～12/31			

免許番号	漁業の種類	漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	関係地区	条件
共第11号	第1種共同漁業	大佐和	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	あさり ばかがい みるくい あかがい にし つめたがい ばい なまこ たこ 餌むし	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	富津市千種新田から笹毛に至る地先	富津市千種新田、岩瀬、小久保、八幡、亀田及び笹毛	なし
共第12号	第1種共同漁業	天羽	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	かじめ てんぐさ つのまた わかめ ひじき はまぐり あさり ばかがい あかがい にし ばい あわび とこぶし さざえ ばていら うに なまこ いせえび たこ 餌むし	1/1～12/31 4/1～10/31 1/1～12/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 4/1～9/15 4/1～8/15 7/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 8/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31	富津市湊から金谷に至る地先	富津市湊、竹岡、萩生及び金谷	なし
共第13号	第2種共同漁業	新富津 大佐和 天羽	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	いなだ固定式刺し網 ひらめ固定式刺し網 かに固定式刺し網 くるまえび固定式刺し網 いか固定式刺し網	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	富津市川名から金谷に至る地先	富津市川名、篠部、千種新田、岩瀬、小久保、亀田、八幡、笹毛、湊、竹岡、萩生及び金谷	なし

免許番号	漁業の種類	漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	関係地区	条件
共第14号	第1種共同漁業	鋸南町保田	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	かじめ	1/1～12/31	安房郡鋸南町元名から 大六に至る地先	安房郡鋸南町元名、保田、大 帷子、吉浜及び大六	身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深13メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。
	てんぐさ			4/1～10/31				
	つのまた			1/1～12/31				
	わかめ			9/1～翌5/31				
	第2種共同漁業			ひじき	1/1～12/31			
	第3種共同漁業			はばのり	9/1～翌5/31			
				いわのり	9/1～翌5/31			
				あわび	4/1～9/15			
				とこぶし	4/1～8/15			
				さざえ	7/1～翌5/31			
				うに	1/1～12/31			
				なまこ	1/1～12/31			
				いせえび	8/1～翌5/31			
				たこ	1/1～12/31			
				餌むし	1/1～12/31			
				いか小型定置	1/1～12/31			
				あじ地びき網	1/1～12/31			
共第15号	第1種共同漁業	鋸南町勝山	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	かじめ	1/1～12/31	安房郡鋸南町竜島から 岩井袋に至る地先	安房郡鋸南町竜島、勝山、下 佐久間及び岩井袋	なし
				てんぐさ	4/1～10/31			
				わかめ	9/1～翌5/31			
				ひじき	1/1～12/31			
				はばのり	9/1～翌5/31			
				いわのり	9/1～翌5/31			
				とさかのり	1/1～12/31			
				ばい	1/1～12/31			
				あわび	4/1～9/15			
				とこぶし	4/1～8/15			
				さざえ	7/1～翌5/31			
				ばていら	1/1～12/31			
				うに	1/1～12/31			
				なまこ	1/1～12/31			
				いせえび	8/1～翌5/31			
				たこ	1/1～12/31			
餌むし	1/1～12/31							

免許番号	漁業の種類	漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	関係地区	条件
共第16号	第1種共同漁業	岩井富浦	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	かじめ	1/1～12/31	南房総市久枝から小浦 に至る地先	南房総市久枝、市部、竹内、 高崎、小浦、宮谷、合戸、検 儀谷、二部、荒川、犬掛、井 野、川上、平塚、平久里下、 平久里中、山田及び吉沢	身網の設置される場所の最深 部が最高潮時において水深13 メートル以上の小型定置漁業 の漁具設置については、事前 に千葉海区漁業調整委員会に 協議しなければならない。
	てんぐさ			4/1～10/31				
	わかめ			9/1～翌5/31				
	ひじき			1/1～12/31				
はばのり	9/1～翌5/31							
ばかがい	1/1～12/31							
ばい	1/1～12/31							
あわび	4/1～9/15							
とこぶし	4/1～8/15							
さざえ	7/1～翌5/31							
ばていら	1/1～12/31							
うに	1/1～12/31							
なまこ	1/1～12/31							
いせえび	8/1～翌5/31							
たこ	1/1～12/31							
餌むし	1/1～12/31							
	第2種共同漁業			あじ小型定置	1/1～12/31			
	第3種共同漁業			あじ地びき網	1/1～12/31			
共第17号	第2種共同漁業	鋸南町保田 鋸南町勝山 岩井富浦	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	いなだ固定式刺し網 かます固定式刺し網 ひらめ固定式刺し網 かに固定式刺し網 くるまえび固定式刺し網	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	安房郡鋸南町から南房 総市小浦に至る地先	安房郡鋸南町並びに南房総市 久枝、市部、竹内、高崎、小 浦、宮谷、合戸、検儀谷、二 部、荒川、犬掛、井野、川 上、平塚、平久里下、平久里 中、山田及び吉沢	なし
共第18号	第1種共同漁業	岩井富浦	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	かじめ てんぐさ わかめ ひじき はばのり とさかのり はまぐり あさり ばかがい ばい あわび とこぶし さざえ ばていら うに なまこ いせえび たこ 餌むし	1/1～12/31 4/1～10/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 4/1～9/15 4/1～8/15 7/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 8/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31	南房総市富浦町地先	南房総市富浦町	なし

免許番号	漁業の種類	漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	関係地区	条件
共第19号	第1種共同漁業	館山	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	かじめ てんぐさ わかめ ひじき はばのり はまぐり あさり ばかがい ばい あわび とこぶし さざえ ばていら うに なまこ いせえび たこ 餌むし	1/1～12/31 4/1～10/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 4/1～9/15 4/1～8/15 7/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 8/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31	館山市船形から大賀に 至る地先	館山市船形、川名、那古、正 木、湊、北条、新宿、長須 賀、館山、沼、宮城、笠名及 び大賀	船形漁港内泊地においては、 船舶の航行を妨げてはならな い。
共第20号	第2種共同漁業	岩井富浦 館山	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	いなだ固定式刺し網 かます固定式刺し網 たい固定式刺し網 ひらめ固定式刺し網 かに固定式刺し網 くるまえび固定式刺し網	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	南房総市富浦町から館 山市大賀に至る地先	館山市船形、川名、那古、正 木、湊、北条、新宿、長須 賀、館山、沼、宮城、笠名及 び大賀並びに南房総市富浦町	船形漁港内泊地においては、 船舶の航行を妨げてはならな い。
共第21号	第1種共同漁業	西岬 波左間	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	かじめ てんぐさ わかめ ひじき はばのり いわのり とさかのり おにくさ ばい あわび とこぶし さざえ ばていら うに いせえび たこ 餌むし	1/1～12/31 4/1～10/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 9/1～翌5/31 9/1～翌5/31 2/1～10/31 1/1～12/31 1/1～12/31 4/1～9/15 4/1～8/15 7/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 8/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31	館山市香から坂井に至 る地先	館山市香、塩見、浜田、見 物、波左間、坂田、洲崎、西 川名及び伊戸	なし
共第22号	第2種共同漁業	西岬 波左間	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	いなだ固定式刺し網 ひらめ固定式刺し網	1/1～12/31 1/1～12/31	館山市香から坂田に至 る地先	館山市香、塩見、浜田、見 物、波左間及び坂田	なし

免許番号	漁業の種類	漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	関係地区	条件
共第23号	第2種共同漁業	西岬	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	あじ小型定置	1/1～12/31	館山市香沖合(沖の島沖合)	館山市香、塩見、浜田及び見物	なし
共第24号	第2種共同漁業	西岬	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	あじ小型定置	1/1～12/31	館山市香から見物に至る地先	館山市香、塩見、浜田及び見物	漁具の設置統数は、5箇統以内とする。
共第25号	第2種共同漁業	西岬	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	あじ小型定置	1/1～12/31	館山市浜田沖合	館山市香、塩見、浜田、見物、坂田、洲崎、西川名及び伊戸	なし
共第26号	第2種共同漁業	西岬	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	あじ小型定置	1/1～12/31	館山市見物地先	館山市香、塩見、浜田及び見物	なし
共第27号	第2種共同漁業	西岬	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	あじ小型定置	1/1～12/31	館山市坂田地先	館山市坂田	なし
共第28号	第2種共同漁業	西岬	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	あじ小型定置	1/1～12/31	館山市洲崎地先	館山市香、塩見、浜田、見物、坂田、洲崎、西川名及び伊戸	身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深13メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。
共第29号	第2種共同漁業	西岬	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	あじ小型定置	1/1～12/31	館山市西川名から坂井に至る地先	館山市香、塩見、浜田、見物、坂田、洲崎、西川名及び伊戸	漁具の設置統数は2箇統以内とし、身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深13メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。

免許番号	漁業の種類	漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	関係地区	条件
共第30号	第1種共同漁業	館山	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	かじめ	1/1～12/31	館山市布沼から布良に 至る地先	館山市相浜及び布良	①富崎漁港の航路及び泊地において、船舶の航行を妨げてはならない。 ②身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深13メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。
	てんぐさ			4/1～10/31				
				つのまた	1/1～12/31			
				わかめ	9/1～翌5/31			
				ひじき	1/1～12/31			
				はばのり	9/1～翌5/31			
				いわのり	9/1～翌5/31			
				とさかのり	2/1～10/31			
				おにくさ	1/1～12/31			
				とりあし	1/1～12/31			
				かき	1/1～12/31			
				はまぐり	1/1～12/31			
				あさり	1/1～12/31			
				ばかがい	1/1～12/31			
				ばい	1/1～12/31			
				あわび	4/1～9/15			
				とこぶし	4/1～8/15			
				さざえ	7/1～翌5/31			
				ばていら	1/1～12/31			
				うに	1/1～12/31			
				餌むし	1/1～12/31			
	第2種共同漁業			あじ小型定置	1/1～12/31			
				すずき小型定置	1/1～12/31			
共第31号	第1種共同漁業	館山	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	いせえび	8/1～翌5/31	館山市布沼から布良に 至る地先	館山市相浜及び布良	富崎漁港の航路及び泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。
共第32号	第1種共同漁業	館山 東安房	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	かじめ	1/1～12/31	南房総市白浜町根本地 先	館山市相浜及び布良並びに南 房総市白浜町	なし
				てんぐさ	4/1～10/31			
				つのまた	1/1～12/31			
				わかめ	9/1～翌5/31			
				ひじき	1/1～12/31			
				はばのり	9/1～翌5/31			
				いわのり	9/1～翌5/31			
				とさかのり	2/1～10/31			
				おにくさ	1/1～12/31			
				とりあし	1/1～12/31			
				どらくさ	1/1～12/31			
				かき	1/1～12/31			
				あわび	4/1～9/15			
				とこぶし	4/1～8/15			
				さざえ	7/1～翌5/31			
				ばていら	1/1～12/31			
				うに	1/1～12/31			
				いせえび	8/1～翌5/31			
				餌むし	1/1～12/31			
共第33号	第1種共同漁業	館山 東安房	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	いせえび	8/1～翌5/31	館山市相浜から南房総 市白浜町滝口に至る沖 合	館山市相浜及び布良並びに南 房総市白浜町	なし

免許番号	漁業の種類	漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	関係地区	条件
共第34号	第1種共同漁業	東安房	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	かじめ てんぐさ つのまた わかめ ひじき はばのり いわのり とさかのり おにくさ とりあし どらくさ はまぐり あわび とこぶし さざえ ばていら うに なまこ 餌むし	1/1～12/31 4/1～10/31 1/1～12/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 9/1～翌5/31 9/1～翌5/31 2/1～9/15 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 4/1～9/15 4/1～8/15 7/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	南房総市白浜町地先	南房総市白浜町	乙浜漁港の航路及び泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。
共第35号	第1種共同漁業	東安房	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	いせえび	8/1～翌5/31	南房総市白浜町地先	南房総市白浜町	乙浜漁港の航路及び泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。
共第36号	第2種共同漁業	西岬 館山 東安房	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	いさき固定式刺し網 いなだ固定式刺し網 すずき固定式刺し網 ひらめ固定式刺し網	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	館山市洲崎から南房総市白浜町に至る地先	館山市洲崎、西川名、伊戸、相浜及び布良並びに南房総市白浜町	富崎漁港及び乙浜漁港の航路及び泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。
共第37号	第1種共同漁業	東安房	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	かじめ てんぐさ つのまた わかめ ひじき はばのり いわのり おにくさ とりあし どらくさ かき はまぐり あわび とこぶし さざえ ばていら うに なまこ いせえび 餌むし	1/1～12/31 4/1～10/31 1/1～12/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 9/1～翌5/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 4/1～9/15 4/1～8/15 7/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 8/1～翌5/31 1/1～12/31	南房総市千倉町から白子に至る地先	南房総市千倉町及び白子	①千倉漁港の泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。 ②固定式刺し網漁業は、定置漁具から1,000メートル以上離れて操業しなければならない。
	第2種共同漁業			いなだ固定式刺し網 ひらめ固定式刺し網	1/1～12/31 1/1～12/31			

免許番号	漁業の種類	漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	関係地区	条件																													
共第38号	第1種共同漁業	東安房	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	かじめ	1/1～12/31	南房総市和田町地先	南房総市和田町	①和田漁港の航路及び泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。 ②身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深13メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。																													
	てんぐさ			4/1～10/31	つのまた				1/1～12/31	わかめ	9/1～翌5/31	ひじき	1/1～12/31	はばのり	9/1～翌5/31	いわのり	9/1～翌5/31	おにくさ	1/1～12/31	とりあし	1/1～12/31	どらくさ	1/1～12/31	かき	1/1～12/31	はまぐり	1/1～12/31	ばい	1/1～12/31	あわび	4/1～9/15	とこぶし	4/1～8/15	さざえ	7/1～翌5/31	ばていら	1/1～12/31
	第2種共同漁業			あじ小型定置	1/1～12/31																																
共第39号	第1種共同漁業	鴨川市	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	かじめ	1/1～12/31	鴨川市江見外堀から太 海に至る地先	鴨川市江見外堀、西江見、東 江見、江見西真門、江見東真 門、江見内遠野、江見青木、 江見吉浦、江見太夫崎、天 面、太海浜及び太海	なし																													
				てんぐさ	4/1～10/31																																
				つのまた	1/1～12/31																																
				わかめ	9/1～翌5/31																																
				ひじき	1/1～12/31																																
				はばのり	9/1～翌5/31																																
				いわのり	9/1～翌5/31																																
				おにくさ	1/1～12/31																																
				とりあし	1/1～12/31																																
				どらくさ	1/1～12/31																																
				ほんだわら	1/1～12/31																																
				かき	1/1～12/31																																
				あわび	4/1～9/15																																
				とこぶし	4/1～8/15																																
				さざえ	7/1～翌5/31																																
				ばていら	1/1～12/31																																
				なまこ	1/1～12/31																																
				いせえび	8/1～翌5/31																																
				餌むし	1/1～12/31																																

免許番号	漁業の種類	漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	関係地区	条件
共第40号	第1種共同漁業	鴨川市	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	かじめ てんぐさ つのまた わかめ ひじき はばのり いわのり おにくさ とりあし どらくさ かき あわび とこぶし さざえ ばていら なまこ いせえび 餌むし	1/1～12/31 4/1～10/31 1/1～12/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 9/1～翌5/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 4/1～9/15 4/1～8/15 7/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 8/1～翌5/31 1/1～12/31	鴨川市貝渚から東町に 至る地先	鴨川市貝渚、磯村、前原、横 渚、広場及び東町	鴨川漁港の泊地においては、 船舶の航行を妨げてはなら ない。
共第41号	第1種共同漁業	鴨川市	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	はまぐり だんべいきさご	1/1～12/31 1/1～12/31	鴨川市磯村から東町に 至る地先	鴨川市貝渚、磯村、前原、横 渚、広場及び東町	鴨川漁港の泊地においては、 船舶の航行を妨げてはなら ない。
共第42号	第1種共同漁業	鴨川市 東安房	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	はまぐり だんべいきさご	1/1～12/31 1/1～12/31	鴨川市東町地先	鴨川市貝渚、磯村、前原、横 渚、広場、東町、浜荻及び天 津	なし
共第43号	第1種共同漁業	東安房	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	かじめ てんぐさ つのまた わかめ ひじき はばのり いわのり おにくさ とりあし どらくさ ほんだわら あおのり あわび とこぶし さざえ ばていら うに なまこ いせえび 餌むし	1/1～12/31 4/1～10/31 1/1～12/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 9/1～翌5/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 9/1～翌5/31 4/1～9/15 4/1～8/15 7/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 8/1～翌5/31 1/1～12/31	鴨川市浜荻から内浦に 至る地先	鴨川市東町、浜荻、天津、内 浦及び小湊	天津漁港及び小湊漁港の泊地 においては、船舶の航行を妨 げてはならない。
	第3種共同漁業			あじ地びき網	1/1～12/31			
共第44号	第2種共同漁業	東安房 鴨川市	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	いさき固定式刺し網 いなだ固定式刺し網 すずき固定式刺し網 ひらめ固定式刺し網 かに固定式刺し網	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	南房総市和田町から鴨 川市に至る地先	南房総市和田町及び鴨川市	和田漁港の航路及び泊地並び に鴨川漁港、天津漁港及び小 湊漁港の泊地においては、船 舶の航行を妨げてはなら ない。

免許番号	漁業の種類	漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	関係地区	条件
共第45号	第1種共同漁業	新勝浦市	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	かじめ	1/1～12/31	勝浦市大沢から吉尾に 至る地先	勝浦市大沢、浜行川、興津、 守谷、鶴原及び吉尾	身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深13メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。
	てんぐさ			4/1～10/31				
				つのまた	1/1～12/31			
				わかめ	9/1～翌5/31			
				ひじき	1/1～12/31			
				はばのり	9/1～翌5/31			
				いわのり	9/1～翌5/31			
				ほんだわら	1/1～12/31			
				あおのり	9/1～翌5/31			
				あわび	4/1～9/15			
				とこぶし	4/1～8/15			
				さざえ	7/1～翌5/31			
				ばていら	1/1～12/31			
				うに	1/1～12/31			
				なまこ	1/1～12/31			
				いせえび	8/1～翌5/31			
				たこ	1/1～12/31			
	第2種共同漁業			あじ小型定置	1/1～12/31			
共第46号	第1種共同漁業	新勝浦市 勝浦	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	かじめ	1/1～12/31	勝浦市松部から部原に 至る地先	勝浦市松部、串浜、浜勝浦、 勝浦、墨名、出水、川津、沢 倉、新官及び部原	勝浦漁港内泊地においては、 船舶の航行を妨げてはなら ない。
	てんぐさ			4/1～10/31				
				つのまた	1/1～12/31			
				わかめ	9/1～翌5/31			
				ひじき	1/1～12/31			
				はばのり	9/1～翌5/31			
				いわのり	9/1～翌5/31			
				ほんだわら	1/1～12/31			
				あおのり	9/1～翌5/31			
				あわび	4/1～9/15			
				とこぶし	4/1～8/15			
				さざえ	7/1～翌5/31			
				ばていら	1/1～12/31			
				うに	1/1～12/31			
				なまこ	1/1～12/31			
				いせえび	8/1～翌5/31			
				たこ	1/1～12/31			
共第47号	第2種共同漁業	新勝浦市 勝浦	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	いなだ固定式刺し網	1/1～12/31	勝浦市地先	勝浦市	勝浦漁港内泊地においては、 船舶の航行を妨げてはなら ない。
				ひらめ固定式刺し網	1/1～12/31			

免許番号	漁業の種類	漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	関係地区	条件
共第48号	第1種共同漁業	御宿岩和田	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	かじめ てんぐさ つのまた わかめ ひじき いわのり あわび とこぶし さざえ ばていら いせえび	1/1～12/31 4/1～10/31 1/1～12/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 9/1～翌5/31 4/1～9/15 4/1～8/15 7/1～翌5/31 1/1～12/31 8/1～翌5/31	夷隅郡御宿町地先	夷隅郡御宿町	なし
共第49号	第2種共同漁業	御宿岩和田	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	こち固定式刺し網 ひらめ固定式刺し網	1/1～12/31 1/1～12/31	夷隅郡御宿町地先	夷隅郡御宿町	なし
共第50号	第1種共同漁業	夷隅東部	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	かじめ てんぐさ つのまた わかめ ひじき いわのり かき あわび とこぶし さざえ いせえび	1/1～12/31 4/1～10/31 1/1～12/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 4/1～9/15 4/1～8/15 7/1～翌5/31 8/1～翌5/31	いすみ市地先	いすみ市岩船、大原、深堀、 日在、小沢、新田、若山及び 岬町	大原漁港の泊地においては、 船舶の航行を妨げてはなら ない。
共第51号	第2種共同漁業	夷隅東部	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	ひらめ固定式刺し網	1/1～12/31	いすみ市地先	いすみ市岩船、大原、深堀、 日在、小沢、新田、若山及び 岬町	大原漁港の泊地においては、 船舶の航行を妨げてはなら ない。
共第52号	第1種共同漁業	九十九里	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	はまぐり こたまがい だんべいきさご いせえび	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 8/1～翌5/31	長生郡一宮町から白子 町に至る地先	長生郡一宮町、長生村及び白 子町	なし
	第3種共同漁業			あじ地びき網	1/1～12/31			
共第53号	第1種共同漁業	九十九里	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	はまぐり こたまがい だんべいきさご	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	大網白里市から山武郡 横芝光町屋形に至る地 先	大網白里市、山武郡九十九里 町、山武市本須賀、白幡、井 之内、松ヶ谷、小松、木戸、 蓮沼平、蓮沼イ、蓮沼ロ、蓮 沼ハ、蓮沼ニ、蓮沼ホ並びに 山武郡横芝光町屋形及び北清 水	片貝漁港の航路及び泊地にお いては、船舶の航行を妨げて はならない。
	第3種共同漁業			あじ地びき網	1/1～12/31			
共第54号	第1種共同漁業	海匝	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	かき はまぐり こたまがい うばがい だんべいきさご	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	山武郡横芝光町木戸か ら旭市下永井に至る地 先	山武郡横芝光町木戸及び尾 垂、匝瑳市並びに旭市	なし
	第3種共同漁業			あじ地びき網	1/1～12/31			
共第55号	第1種共同漁業	海匝	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	かき いせえび	1/1～12/31 8/1～翌5/31	旭市地先	山武郡横芝光町木戸及び尾 垂、匝瑳市並びに旭市	なし
	第2種共同漁業			雑魚固定式刺し網	1/1～12/31			

免許番号	漁業の種類	漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	関係地区	条件
共第56号	第1種共同漁業	海匠 銚子市	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	かじめ	1/1～12/31	銚子市小浜町から春日 町に至る地先	銚子市名洗町、犬若、外川 町、長崎町、犬吠埼、君ヶ浜 及び海鹿島町並びに旭市飯 岡、岩崎、上永井、行内、権 田沼新田、三川、下永井、萩 園、埴、平松、貉野、八木及 び横根	なし
				てんぐさ	4/1～10/31			
				つのまた	1/1～12/31			
				わかめ	9/1～翌5/31			
				ひじき	1/1～12/31			
				いわのり	9/1～翌5/31			
				おにくさ	1/1～12/31			
				どらくさ	1/1～12/31			
				ふのり	1/1～12/31			
				かき	1/1～12/31			
				あわび	4/1～9/15			
				さざえ	7/1～翌5/31			
				いせえび	8/1～翌5/31			
				たこ	1/1～12/31			
共第57号	第1種共同漁業	銚子市	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	かじめ	1/1～12/31	銚子市西小川町から川 口町に至る地先	銚子市	銚子漁港の泊地においては、 船舶の航行を妨げてはならな い。
				てんぐさ	4/1～10/31			
				つのまた	1/1～12/31			
				わかめ	9/1～翌5/31			
				ひじき	1/1～12/31			
				いわのり	9/1～翌5/31			
				おにくさ	1/1～12/31			
				どらくさ	1/1～12/31			
				ふのり	1/1～12/31			
				かき	1/1～12/31			
				うばがい	1/1～12/31			
				あわび	4/1～9/15			
				さざえ	7/1～翌5/31			
				いせえび	8/1～翌5/31			
	たこ	1/1～12/31						
第2種共同漁業		雑魚固定式刺し網	1/1～12/31					

免許番号	漁業の種類	漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	関係地区	条件
短共第1号	第1種共同漁業	市川市	R 6. 9. 1から R 7. 8. 31まで	おごのり	1/1～12/31	市川市塩浜地先	市川市	なし
	もがい			1/1～12/31				
				はまぐり	1/1～12/31			
				あさり	1/1～12/31			
				ばかがい	1/1～12/31			
				しおふき	1/1～12/31			
				ほんびのすがい	1/1～12/31			
				餌むし	1/1～12/31			
	第2種共同漁業			雑魚固定式刺し網	1/1～12/31			
短共第2号	第1種共同漁業	船橋市	R 6. 9. 1から R 7. 8. 31まで	おごのり	1/1～12/31	船橋市地先	船橋市	なし
	もがい			1/1～12/31				
				かき	1/1～12/31			
				はまぐり	1/1～12/31			
				あさり	1/1～12/31			
				ばかがい	1/1～12/31			
				しおふき	1/1～12/31			
				ほんびのすがい	1/1～12/31			
				餌むし	1/1～12/31			
	第2種共同漁業			雑魚固定式刺し網	1/1～12/31			
短共第3号	第1種共同漁業	船橋市	R 6. 9. 1から R 7. 8. 31まで	おごのり	1/1～12/31	船橋市地先	船橋市	なし
	もがい			1/1～12/31				
				かき	1/1～12/31			
				はまぐり	1/1～12/31			
				あさり	1/1～12/31			
				ばかがい	1/1～12/31			
				しおふき	1/1～12/31			
				ほんびのすがい	1/1～12/31			
				餌むし	1/1～12/31			
	第2種共同漁業			雑魚固定式刺し網	1/1～12/31			

(千葉県知事及び茨城県知事が交互に免許)

免許番号	漁業の種類	漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	関係地区	条件
茨共第17号 (大根漁業権)	第2種共同漁業	那珂湊 大洗町 鹿島灘 はさき 銚子市	R 5. 11. 1から R 9. 2. 28まで	雑魚建網 (雑魚固定式刺し網)	12/1～翌9/30	茨城県神栖市地先	茨城県ひたちなか市のうち平磯町以南の旧那珂湊市、東茨城郡大洗町、鉾田市、鹿嶋市、神栖市及び千葉県銚子市	なし

(イ) 区画漁業権

免許番号	漁業の種類	漁業権者 (漁業協同組合)	個別漁業権又は 団体漁業権の別	存続期間	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	関係地区	条件
区第1号	第1種区画漁業	市川市	団体漁業権	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	のり養殖	8/20～翌4/30	市川市塩浜地先	市川市	なし
区第2号	第1種区画漁業	市川市	団体漁業権	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	のり養殖	8/20～翌4/30	市川市塩浜地先	市川市	なし
区第3号	第1種区画漁業	新木更津市	団体漁業権	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	のり養殖	8/20～翌5/20	木更津市牛込及び 金田東二丁目地先	木更津市牛込、金田東二丁目 (旧牛込の区域に限 る。)及び金田東三丁目 (旧牛込の区域に限る。)	なし
区第4号	第1種区画漁業	新木更津市	個別漁業権	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	かき垂下式養殖	1/1～12/31	木更津市牛込及び 金田東二丁目地先		なし
区第5号	第1種区画漁業	金田	団体漁業権	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	のり養殖	8/20～翌5/20	木更津市金田東二 丁目から畔戸に至 る地先	木更津市金田東一丁目、金 田東二丁目(旧中島の区域 に限る。)、金田東三丁目 (旧中島の区域に限 る。)、金田東四丁目、金 田東五丁目、金田東六丁 目、中島、瓜倉及び畔戸	なし
区第6号	第1種区画漁業	新木更津市	団体漁業権	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	のり養殖	8/20～翌5/20	木更津市久津間か ら新港に至る地先	木更津市久津間、江川、岩 根、西岩根、中里、吾妻、 新宿、中央、富士見、新 田、木更津、東中央、大 和、文京、幸町、桜町及び 貝渚	なし
区第7号	第1種区画漁業	新木更津市	個別漁業権	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	のり養殖	8/20～翌5/20	木更津市江川地先		なし
区第8号	第1種区画漁業	新木更津市	個別漁業権	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	二枚貝垂下式養殖	1/1～12/31	木更津市吾妻地先		港湾管理者が公益上必 要と認める事業の施行 に対しては、これを妨 げてはならない。
区第9号	第1種区画漁業	富津	団体漁業権	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	のり養殖	8/20～翌5/20	富津市富津地先	富津市大堀、青木、西川、 新井及び富津	なし
区第10号	第1種区画漁業	新富津	団体漁業権	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	のり養殖	8/20～翌5/20	富津市富津から篠 部に至る地先	富津市大堀、青木、西川、 新井、富津、川名及び篠部	なし
区第11号	第1種区画漁業	新富津	個別漁業権	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	かき垂下式養殖	1/1～12/31	富津市富津から篠 部に至る地先		なし

免許番号	漁業の種類	漁業権者 (漁業協同組合)	個別漁業権又は 団体漁業権の別	存続期間	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	関係地区	条件
区第12号	第1種区画漁業	大佐和	団体漁業権	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	のり養殖	8/20～翌5/20	富津市千種新田から 笹毛に至る地先	富津市千種新田、岩瀬、小久保、亀田、八幡及び笹毛	なし
区第13号	第1種区画漁業	鋸南町保田	団体漁業権	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	わかめはえ縄式養殖	10/1～翌4/30	安房郡鋸南町大六地先	安房郡鋸南町元名、保田、大帷子、吉浜及び大六	なし
区第14号	第1種区画漁業	鋸南町勝山	団体漁業権	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	わかめはえ縄式養殖	10/1～翌4/30	安房郡鋸南町竜島地先	安房郡鋸南町勝山、竜島、岩井袋及び下佐久間	なし
区第15号	第1種区画漁業	鋸南町勝山	団体漁業権	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	わかめはえ縄式養殖	10/1～翌4/30	安房郡鋸南町勝山地先	安房郡鋸南町勝山、竜島、岩井袋及び下佐久間	なし
区第16号	第1種区画漁業	鋸南町勝山	個別漁業権	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	魚類小割式養殖	1/1～12/31	安房郡鋸南町勝山及び下佐久間地先		なし
区第17号	第1種区画漁業	鋸南町勝山	個別漁業権	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	魚類小割式養殖	1/1～12/31	安房郡鋸南町勝山及び下佐久間地先		なし
区第18号	第1種区画漁業	鋸南町勝山	団体漁業権	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	わかめはえ縄式養殖	10/1～翌4/30	安房郡鋸南町下佐久間及び岩井袋地先	安房郡鋸南町勝山、竜島、岩井袋及び下佐久間	なし
区第19号	第1種区画漁業	岩井富浦	団体漁業権	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	こんぶはえ縄式養殖 わかめはえ縄式養殖	10/1～翌6/30 10/1～翌4/30	南房総市小浦地先	南房総市久枝、市部、竹内、高崎、小浦、宮谷、合戸、検儀谷、二部、荒川、犬掛、井野、川上、平塚、平久里下、平久里中、山田及び吉沢	なし
区第20号	第1種区画漁業	岩井富浦	団体漁業権	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	あわび垂下式養殖	1/1～12/31	南房総市小浦地先	南房総市久枝、市部、竹内、高崎、小浦、宮谷、合戸、検儀谷、二部、荒川、犬掛、井野、川上、平塚、平久里下、平久里中、山田及び吉沢	なし
区第21号	第1種区画漁業	岩井富浦	個別漁業権	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	魚類小割式養殖	1/1～12/31	南房総市富浦町多田良地先		なし
区第22号	第1種区画漁業	岩井富浦	個別漁業権	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	わかめはえ縄式養殖	10/1～翌4/30	南房総市富浦町多田良地先		なし

免許番号	漁業の種類	漁業権者 (漁業協同組合)	個別漁業権又は 団体漁業権の別	存続期間	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	関係地区	条件
区第23号	第1種区画漁業	館山	団体漁業権	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	わかめはえ縄式養殖	10/1～翌4/30	館山市相浜地先	館山市相浜	なし
区第24号	第1種区画漁業	館山	団体漁業権	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	わかめはえ縄式養殖	10/1～翌4/30	館山市相浜地先	館山市相浜	なし
区第25号	第2種区画漁業	新勝浦市	個別漁業権	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで ※存続期間：10年	魚介類築堤式養殖	1/1～12/31	勝浦市吉尾地先	/	なし
区第26号	第1種区画漁業	新勝浦市	団体漁業権	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	こんぶはえ縄式養殖 わかめはえ縄式養殖	10/1～翌6/30 10/1～翌4/30	勝浦市松部地先	勝浦市松部及び串浜	なし
区第27号	第1種区画漁業	新勝浦市	団体漁業権	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	こんぶはえ縄式養殖 わかめはえ縄式養殖	10/1～翌6/30 10/1～翌4/30	勝浦市串浜地先	勝浦市松部及び串浜	なし
区第28号	第1種区画漁業	新勝浦市	団体漁業権	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	こんぶはえ縄式養殖 わかめはえ縄式養殖	10/1～翌6/30 10/1～翌4/30	勝浦市松部地先	勝浦市松部及び串浜	なし

免許番号	漁業の種類	漁業権者 (漁業協同組合)	個別漁業権又は 団体漁業権の別	存続期間	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	関係地区	条件
短区第1号	第1種区画漁業	市川市	団体漁業権	R 6. 8. 20から R 7. 4. 30まで	のり養殖	8/20～翌4/30	市川市塩浜地先	市川市	なし
短区第2号	第1種区画漁業	市川市	団体漁業権	R 6. 8. 20から R 7. 4. 30まで	のり養殖	8/20～翌4/30	市川市塩浜地先	市川市	なし
短区第3号	第1種区画漁業	市川市	団体漁業権	R 6. 8. 20から R 7. 4. 30まで	のり養殖	8/20～翌4/30	市川市本行徳地先	市川市	なし
短区第4号	第1種区画漁業	市川市	団体漁業権	R 6. 8. 20から R 6. 12. 31まで	のり養殖	8/20～12/31	市川市本行徳地先	市川市	なし
短区第5号	第1種区画漁業	市川市	団体漁業権	R 6. 8. 20から R 6. 12. 31まで	のり養殖	8/20～12/31	市川市高谷新町地 先	市川市	なし
短区第6号	第1種区画漁業	市川市	団体漁業権	R 6. 8. 20から R 6. 12. 31まで	のり養殖	8/20～12/31	市川市高谷新町地 先	市川市	なし
短区第7号	第1種区画漁業	船橋市	団体漁業権	R 6. 8. 20から R 7. 4. 30まで	のり養殖	8/20～翌4/30	船橋市地先	船橋市	なし
短区第8号	第1種区画漁業	船橋市	団体漁業権	R 6. 8. 20から R 7. 4. 30まで	のり養殖	8/20～翌4/30	船橋市地先	船橋市	なし
短区第9号	第1種区画漁業	市川市	団体漁業権	R 6. 8. 20から R 7. 4. 30まで	のり養殖	8/20～翌4/30	浦安市日の出及び 明海地先	市川市	なし

(ウ) 定置漁業権

免許番号	漁業の種類	漁業権者 (漁業協同組合等)	存続期間	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	条件
定第1号	定置漁業	天羽	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	あじ定置	1/1～12/31	富津市金谷地先	ア、オ、カ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域においては、船舶航行上、垣網は、水面下5メートル以上沈下させて設置しなければならない。
定第2号	定置漁業	鋸南町保田	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	あじ定置	1/1～12/31	安房郡鋸南町吉浜地先	なし
定第3号	定置漁業	鋸南町勝山	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	あじ定置	1/1～12/31	安房郡鋸南町竜島及び勝山地先	なし
定第4号	定置漁業	岩井富浦	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	あじ定置	1/1～12/31	南房総市小浦地先	なし
定第5号	定置漁業	西岬 未来生活イノベーション 経済研究所(株)	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	ぶり定置	1/1～12/31	館山市浜田地先	なし 令和6年3月漁業権放棄
定第6号	定置漁業	波左間	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	ぶり定置	1/1～12/31	館山市波左間地先	なし
定第7号	定置漁業	東安房	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	あじ定置	1/1～12/31	南房総市千倉町瀬戸地先	なし
定第8号	定置漁業	東安房	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	ぶり定置	1/1～12/31	南房総市千倉町白子地先	なし
定第9号	定置漁業	東安房 (株) 庄司政吉商店	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	ぶり定置	1/1～12/31	南房総市和田町和田地先	なし
定第10号	定置漁業	鴨川市	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	ぶり定置	1/1～12/31	鴨川市磯村地先	なし
定第11号	定置漁業	鴨川市	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	ぶり定置	1/1～12/31	鴨川市磯村地先	なし

イ 漁業権漁場概略図（海面）

(ア) 共同漁業権

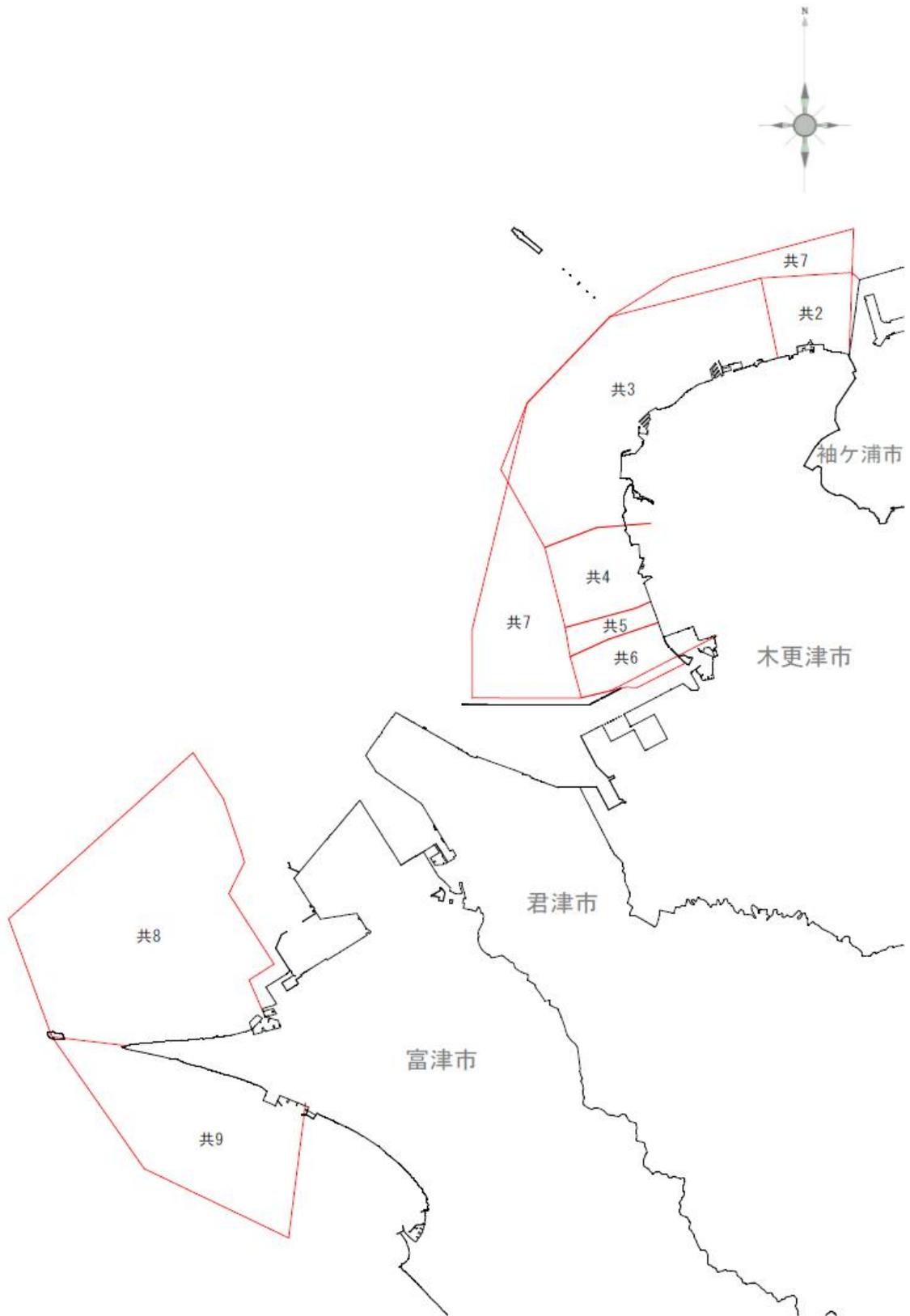
a 全体図



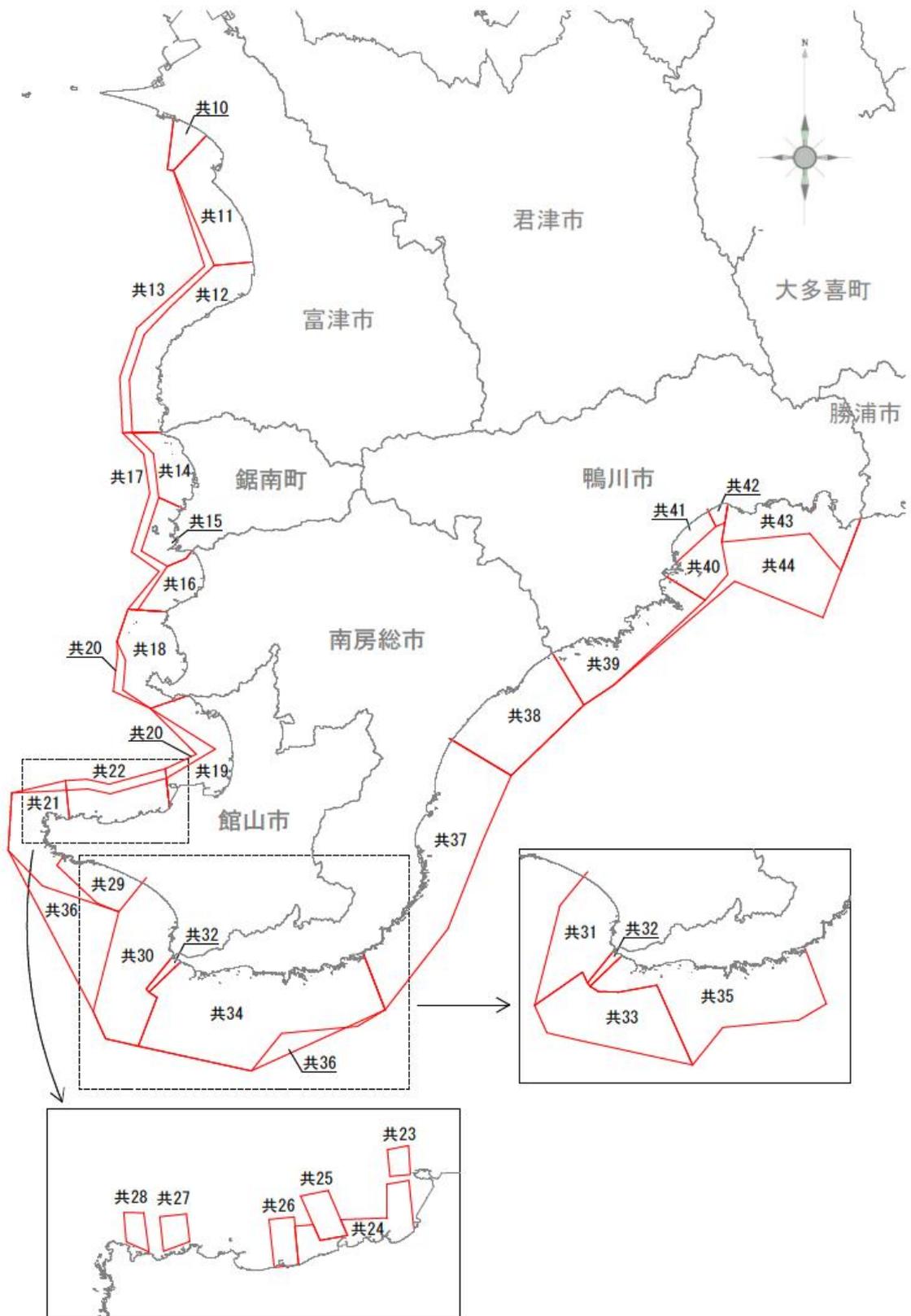
b 東京湾北部地区

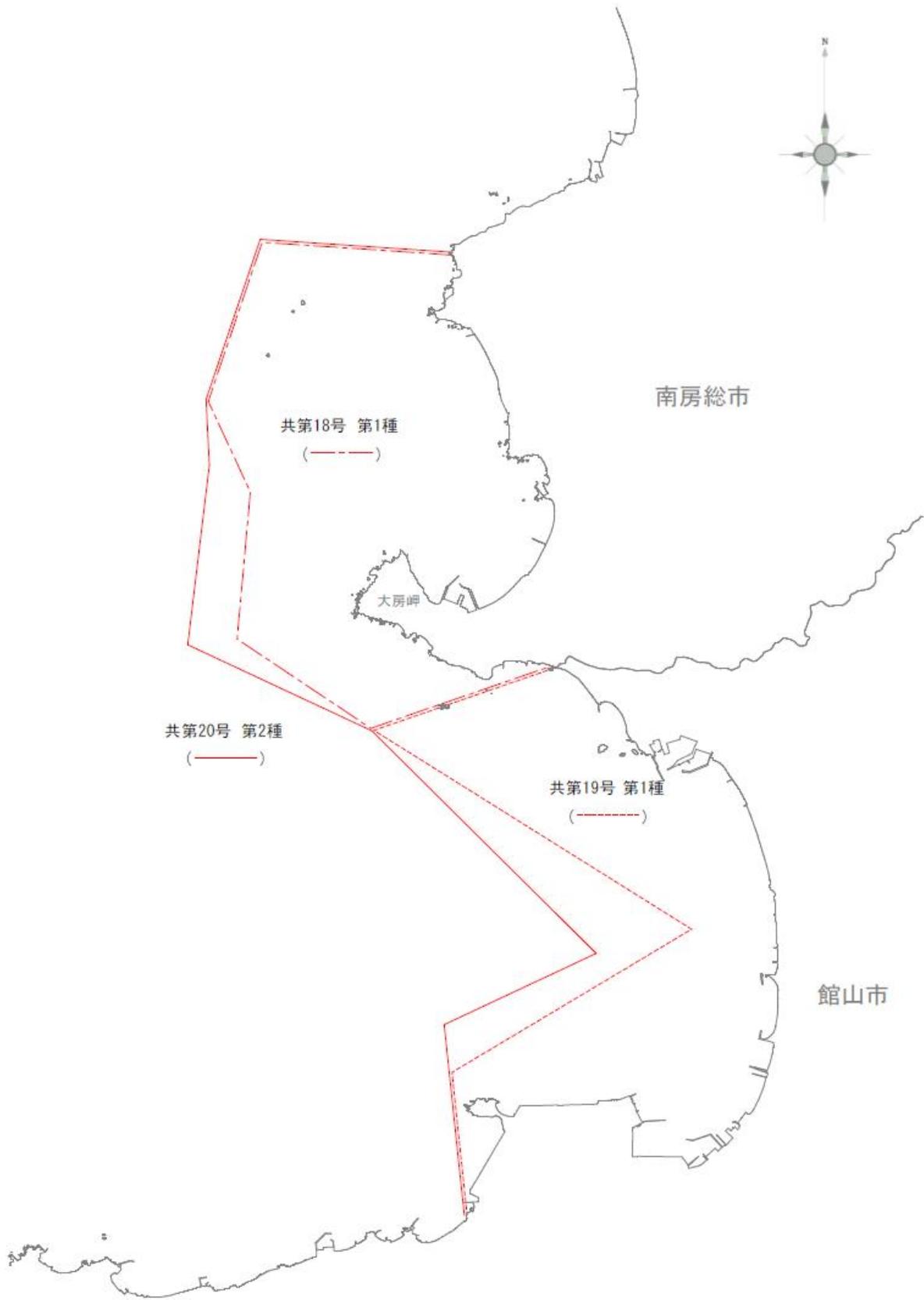


c 木更津・富津地区



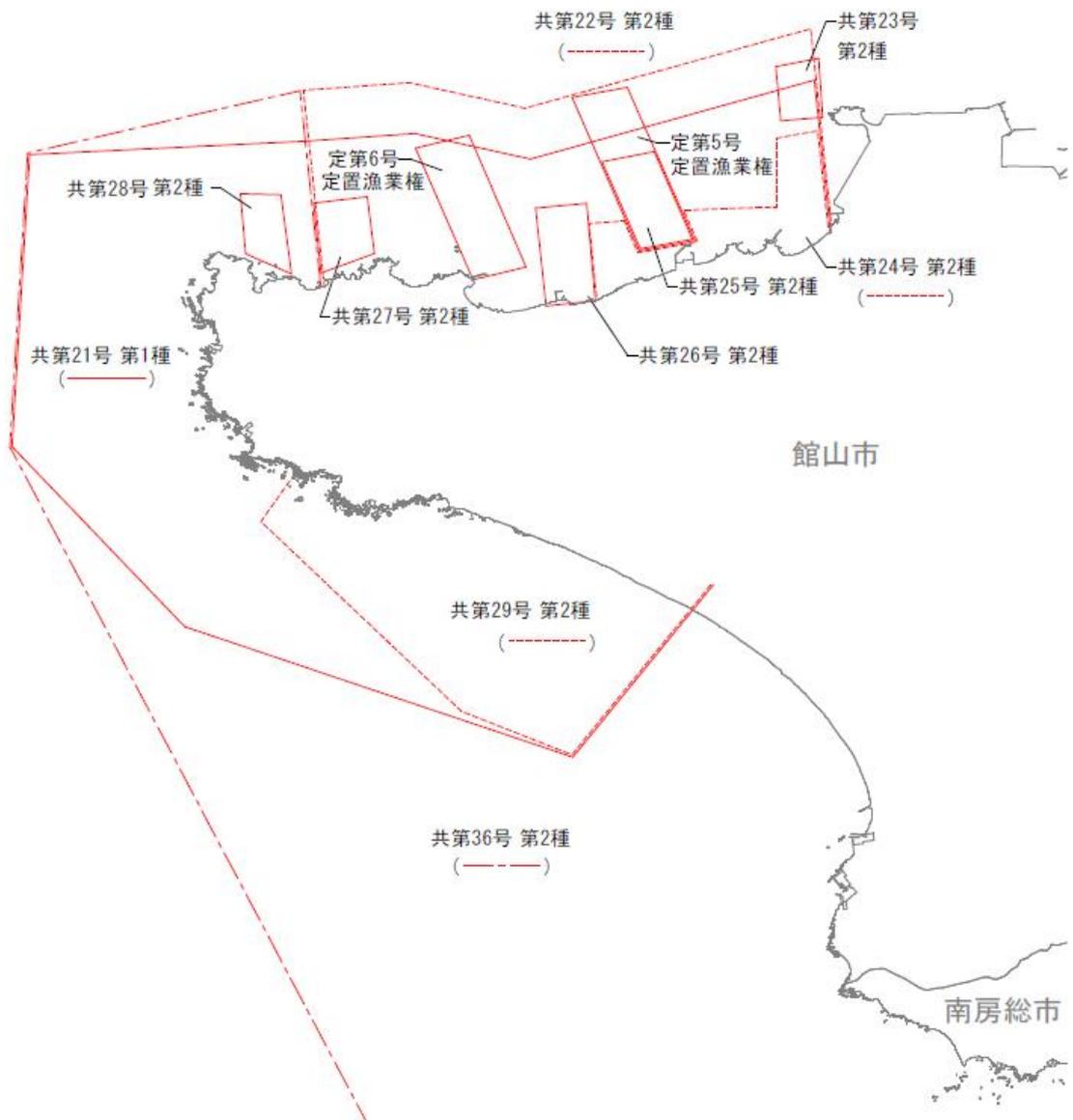
d 内房・安房地区







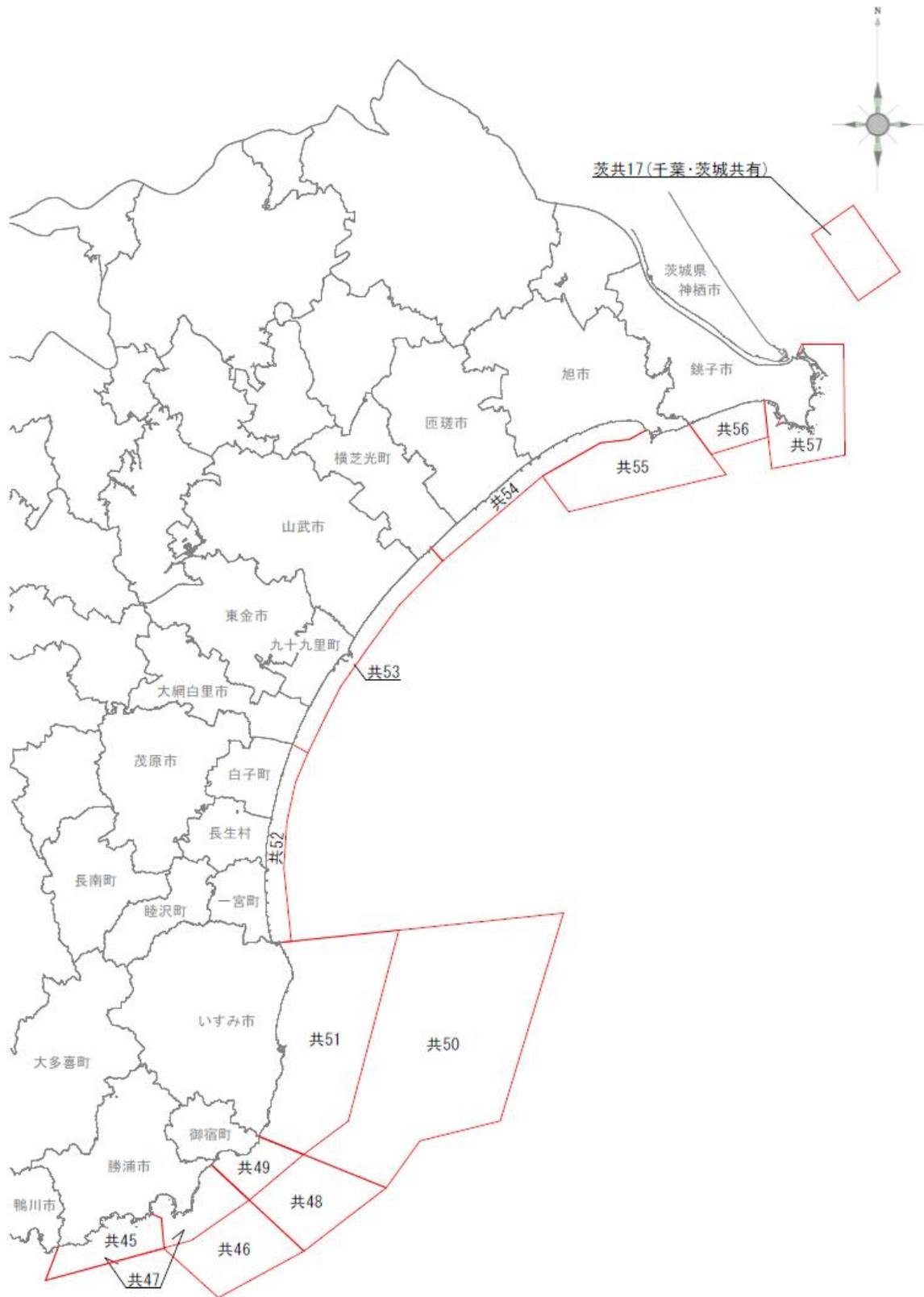
南房総市



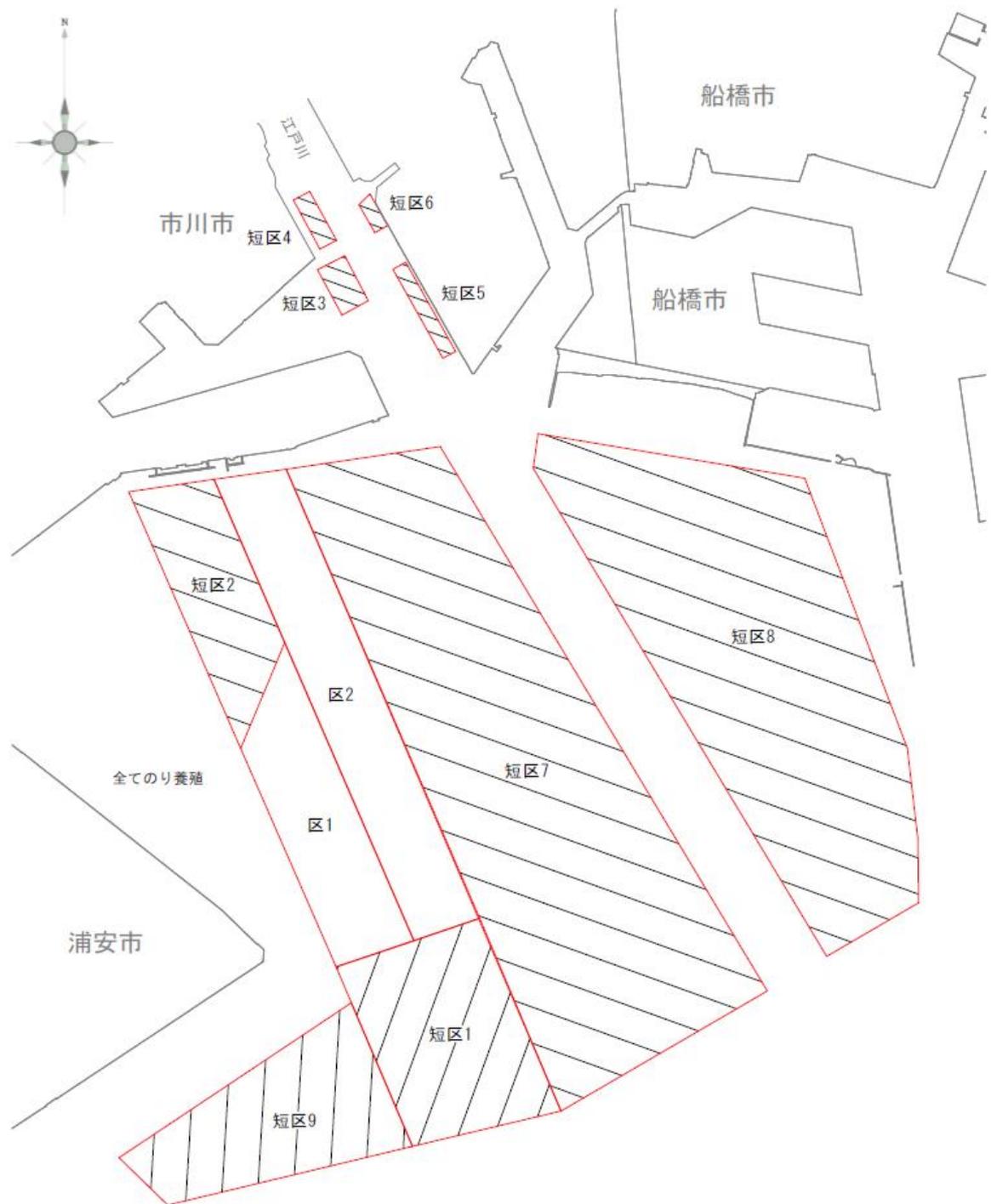




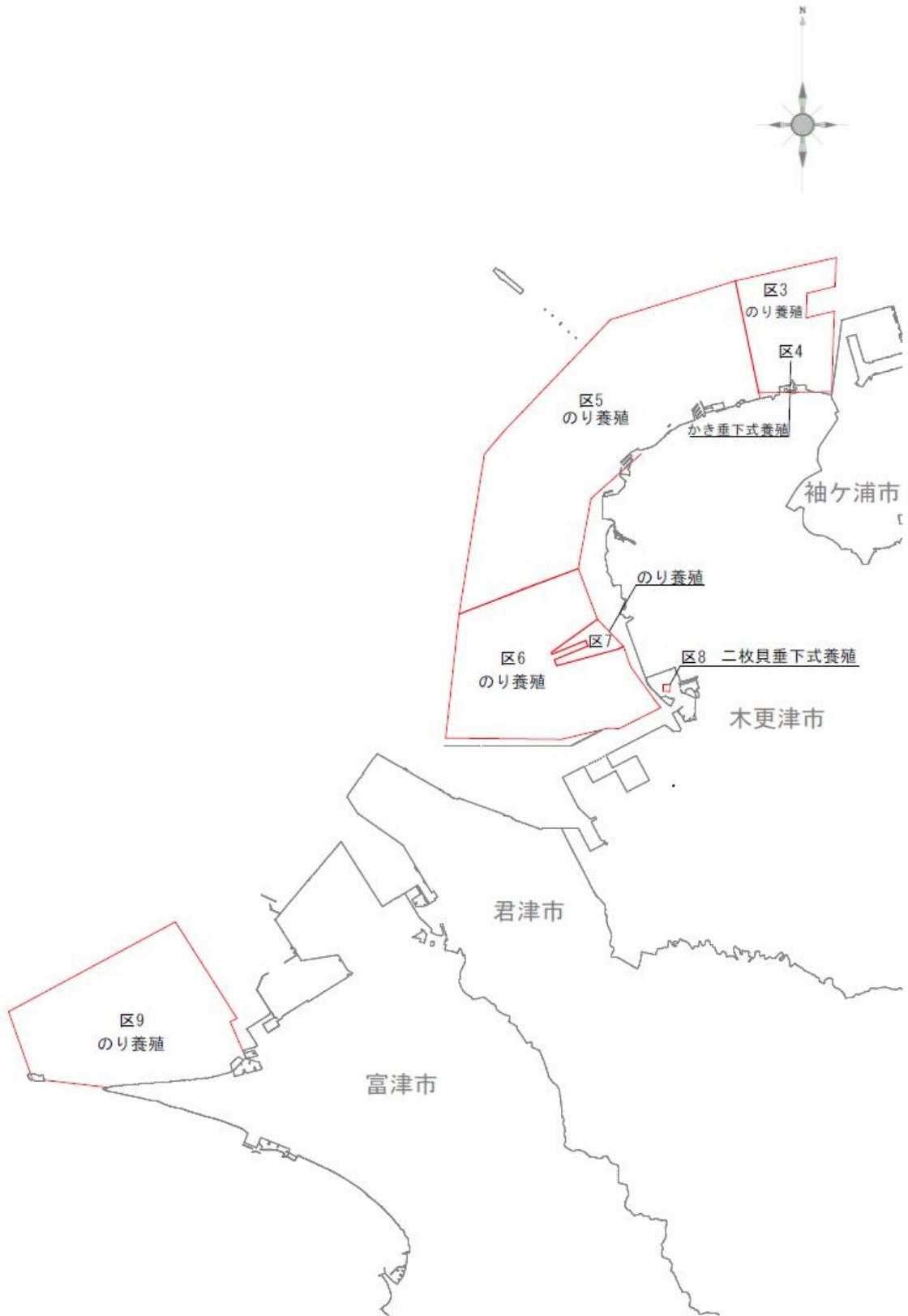
e 外房地区



b 東京湾北部地区

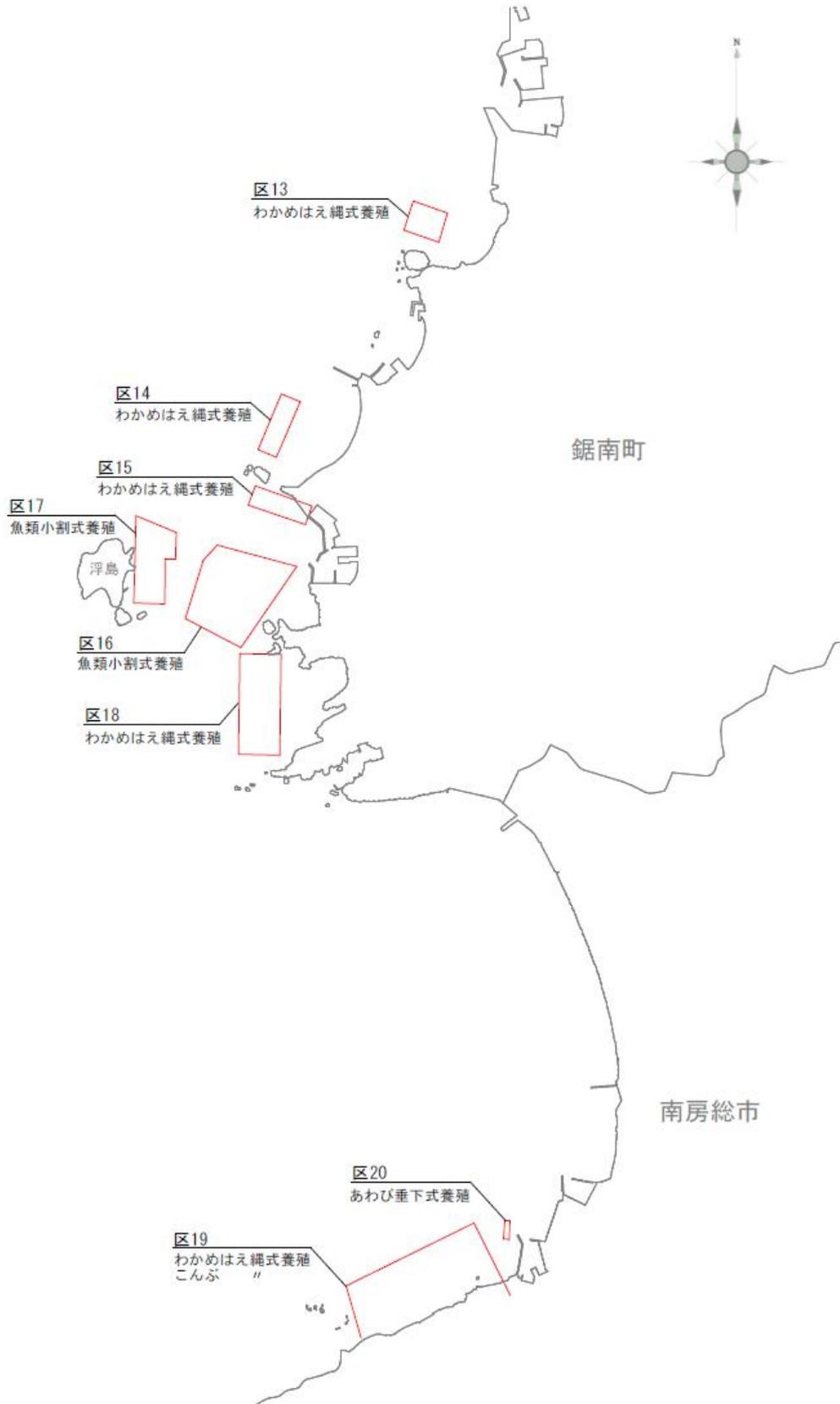


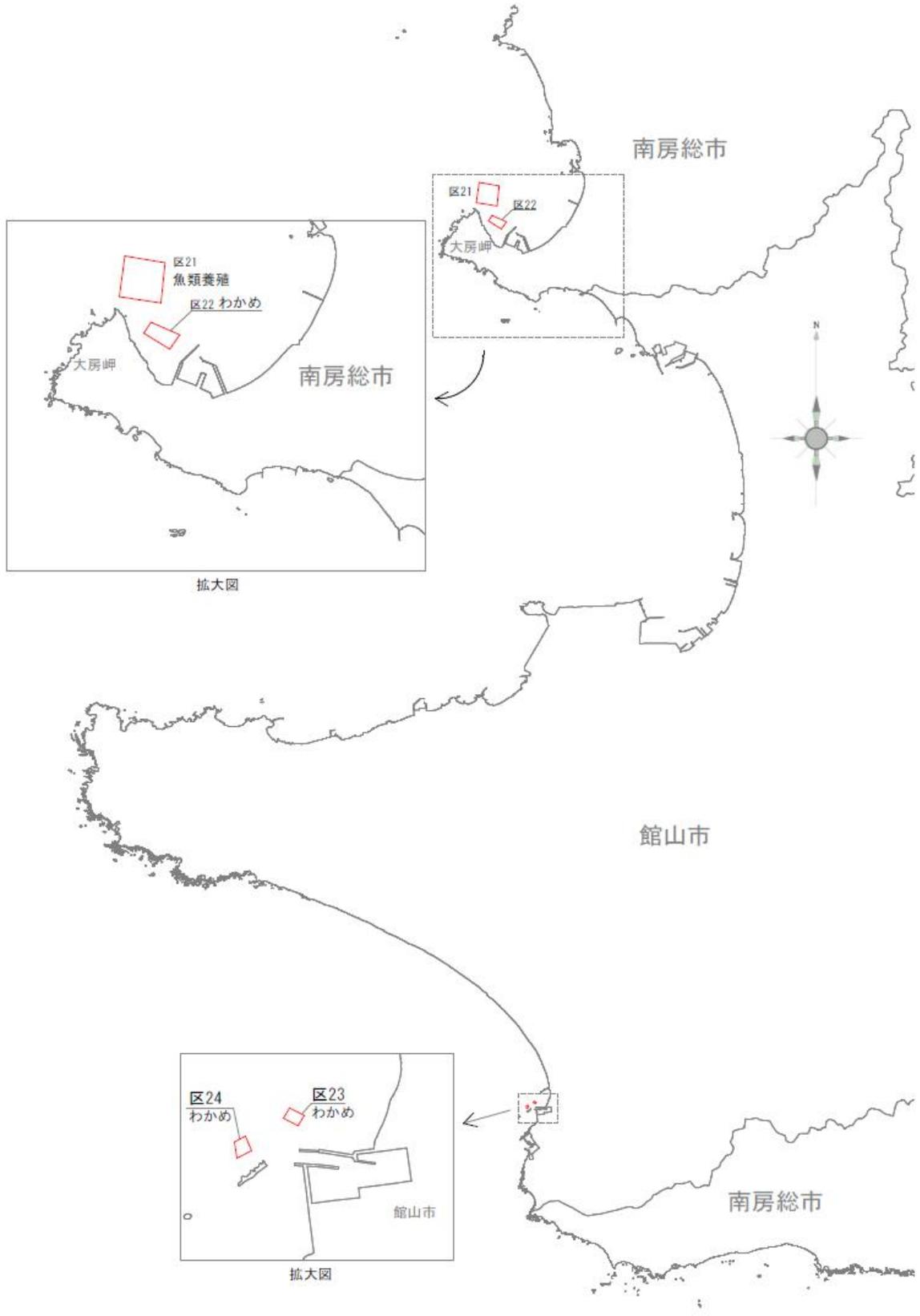
c 木更津・富津地区



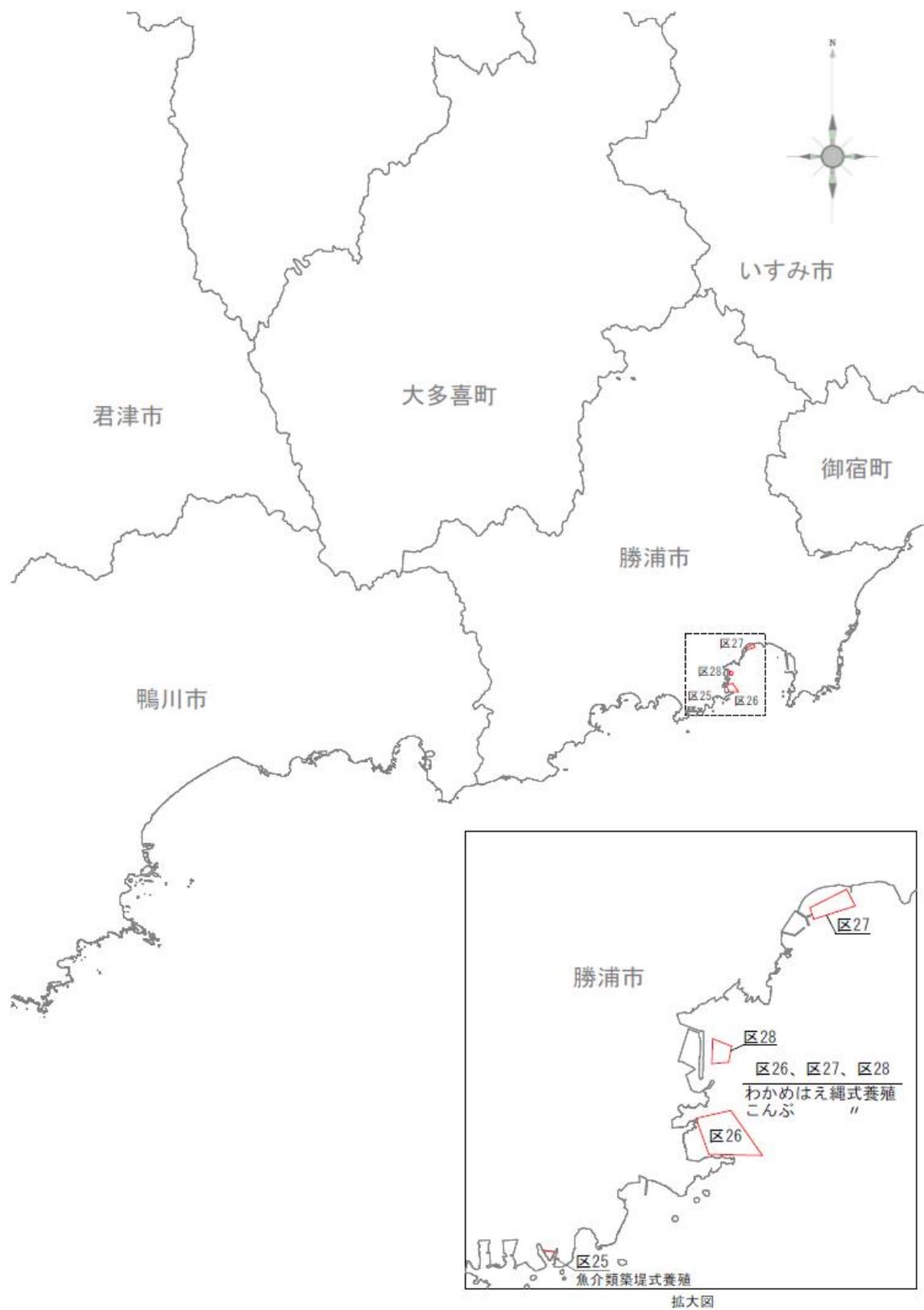
d 内房・安房地区







e いすみ地区



(ウ) 定置漁業権



※ 定5：令和6年3月漁業権放棄



※ 定5：令和6年3月漁業権放棄

ウ 第1種共同漁業権の内容一覧

漁業権者 (漁業協同組合)			市川市		船橋市	新木更津市	金 田	新木更津市			富 津	新富津		大佐和	天 羽	鋸南町保田	鋸南町勝山	岩井富浦		館 山	西 岬 波左間	館 山		漁協名	
免許番号 対象種・漁業時期			共 1	短共 1	短共 2 短共 3	共 2	共 3	共 4	共 5	共 6	共 8	共 9	共 10	共 11	共 12	共 14	共 15	共 16	共 18	共 19	共 21	共 30	共 31	免許番号 対象種	
海 藻 類	おごのり	1/1~12/31	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													おごのり
	かじめ	1/1~12/31													○	○	○	○	○	○	○	○	○		かじめ
	てんぐさ	4/1~10/31													○	○	○	○	○	○	○	○	○		てんぐさ
	つのまた	1/1~12/31													○	○							○		つのまた
	わかめ	9/1~翌5/31													○	○	○	○	○	○	○	○	○		わかめ
	ひじき	1/1~12/31													○	○	○	○	○	○	○	○	○		ひじき
	はばのり	9/1~翌5/31														○	○	○	○	○	○	○	○		はばのり
	いわのり	9/1~翌5/31														○	○					○	○		いわのり
	とさかのり	※ 欄外に記入																○		○		○	○		とさかのり
	おにくさ	1/1~12/31																				○	○		おにくさ
	とりあし	1/1~12/31																					○		とりあし
	どらくさ	1/1~12/31																							どらくさ
	ほんだわら	1/1~12/31																							ほんだわら
	あおのり	9/1~翌5/31																							あおのり
ふのり	1/1~12/31																							ふのり	
二 枚 貝 類	もがい	1/1~12/31	○	○	○	○	○	○	○	○															もがい
	かき	1/1~12/31	○		○	○	○				○	○											○		かき
	はまぐり	1/1~12/31	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○	○		○			はまぐり
	あさり	1/1~12/31	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○		○			あさり
	ばかがい	1/1~12/31	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○			ばかがい
	しおふき	1/1~12/31	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												しおふき
	おおのがい	1/1~12/31				○	○	○	○	○	○	○													おおのがい
	みるくい	1/1~12/31									○	○	○	○											みるくい
	あかがい	1/1~12/31												○	○										あかがい
	こたまがい	1/1~12/31																							こたまがい
	うばがい	1/1~12/31																							うばがい
	たいらぎ	11/1~翌5/31									○	○													たいらぎ
	なみがい	1/1~12/31									○														なみがい
ほんびのすがい	1/1~12/31	○	○	○																				ほんびのすがい	
巻 貝 類	にし	1/1~12/31											○	○	○										にし
	つめたがい	1/1~12/31												○											つめたがい
	ばい	1/1~12/31												○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		ばい
	あわび	4/1~9/15													○	○	○	○	○	○	○	○	○		あわび
	とこぶし	4/1~8/15													○	○	○	○	○	○	○	○	○		とこぶし
	さぎえ	7/1~翌5/31													○	○	○	○	○	○	○	○	○		さぎえ
	ばていら	1/1~12/31													○		○	○	○	○	○	○	○		ばていら
だんべいきさご	1/1~12/31																							だんべいきさご	
そ の 他	うに	1/1~12/31												○	○	○	○	○	○	○	○	○			うに
	なまこ	1/1~12/31									○			○	○	○	○	○	○	○	○				なまこ
	いせえび	8/1~翌5/31													○	○	○	○	○	○	○		○		いせえび
	たこ	1/1~12/31												○	○	○	○	○	○	○	○				たこ
餌むし	1/1~12/31	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		餌むし	

※ 共 15 及び共 18 は 1/1~12/31、共 21・共 30 及び共 32 は 2/1~10/31、共 34 は 2/1~9/15

※ はまぐり漁業の主な漁獲物：共 1~共 9 及び共 12 は「はまぐり」、共 12、共 18、共 19、共 30、共 34、共 37、共 38、共 41、共 42 及び共 52~54 は「ちょうせんはまぐり」

漁業権者 (漁業協同組合)			館山 東安房		東安房				鴨川市			鴨川市 東安房	東安房	新勝浦市	新勝浦市 勝浦	御宿岩和田	夷隅東部	九十九里		海 匠		海 匠 銚子市	銚子市	漁協名		
免許番号 対象種・漁業時期			共 32	共 33	共 34	共 35	共 37	共 38	共 39	共 40	共 41	共 42	共 43	共 45	共 46	共 48	共 50	共 52	共 53	共 54	共 55	共 56	共 57	免許番号 対象種		
海 藻 類	おごのり	1/1~12/31																						おごのり		
	かじめ	1/1~12/31	○		○		○	○	○	○			○	○	○	○	○					○	○	かじめ		
	てんぐさ	4/1~10/31	○		○		○	○	○	○			○	○	○	○	○					○	○	てんぐさ		
	つのまた	1/1~12/31	○		○		○	○	○	○			○	○	○	○	○					○	○	つのまた		
	わかめ	9/1~翌5/31	○		○		○	○	○	○			○	○	○	○	○					○	○	わかめ		
	ひじき	1/1~12/31	○		○		○	○	○	○			○	○	○	○	○					○	○	ひじき		
	はばのり	9/1~翌5/31	○		○		○	○	○	○			○	○	○	○	○								はばのり	
	いわのり	9/1~翌5/31	○		○		○	○	○	○			○	○	○	○	○								いわのり	
	とさかのり	※ 欄外に記入	○		○																				とさかのり	
	おにくさ	1/1~12/31	○		○		○	○	○	○			○											○	○	おにくさ
	とりあし	1/1~12/31	○		○		○	○	○	○			○												とりあし	
	どらくさ	1/1~12/31	○		○		○	○	○	○			○											○	○	どらくさ
	ほんだわら	1/1~12/31							○				○	○	○										ほんだわら	
	あおのり	9/1~翌5/31											○	○	○										あおのり	
ふのり	1/1~12/31																					○	○	ふのり		
二 枚 貝 類	もがい	1/1~12/31																						もがい		
	かき	1/1~12/31	○				○	○	○	○							○			○	○	○	○	かき		
	はまぐり	1/1~12/31			○		○	○			○	○						○	○	○				はまぐり		
	あさり	1/1~12/31																						あさり		
	ばかがい	1/1~12/31																						ばかがい		
	しおふき	1/1~12/31																						しおふき		
	おおのがい	1/1~12/31																						おおのがい		
	みるくい	1/1~12/31																							みるくい	
	あかがい	1/1~12/31																							あかがい	
	こたまがい	1/1~12/31																	○	○	○				こたまがい	
	うばがい	1/1~12/31																			○			○	うばがい	
	たいらぎ	11/1~翌5/31																							たいらぎ	
なみがい	1/1~12/31																							なみがい		
ほんびのすがい	1/1~12/31																							ほんびのすがい		
巻 貝 類	にし	1/1~12/31																						にし		
	つめたがい	1/1~12/31																						つめたがい		
	ばい	1/1~12/31																						ばい		
	あわび	4/1~9/15	○		○		○	○	○	○			○	○	○	○	○					○	○	あわび		
	とこぶし	4/1~8/15	○		○		○	○	○	○			○	○	○	○	○							とこぶし		
	さざえ	7/1~翌5/31	○		○		○	○	○	○			○	○	○	○	○					○	○	さざえ		
	ばていら	1/1~12/31	○		○		○	○	○	○			○	○	○	○	○							ばていら		
だんべいきさご	1/1~12/31																	○	○	○			だんべいきさご			
そ の 他	うに	1/1~12/31	○		○		○					○	○	○										うに		
	なまこ	1/1~12/31			○		○	○	○	○		○	○	○										なまこ		
	いせえび	8/1~翌5/31	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○				○	○	○	いせえび		
	たこ	1/1~12/31												○	○									たこ		
餌むし	1/1~12/31	○		○		○	○	○	○			○											餌むし			

※ 共 15 及び共 18 は 1/1~12/31、共 21・共 30 及び共 32 は 2/1~10/31、共 34 は 2/1~9/15

※ はまぐり漁業の主な漁獲物：共 1~共 9 及び共 12 は「はまぐり」、共 12、共 18、共 19、共 30、共 34、共 37、共 38、共 41、共 42 及び共 52~54 は「ちょうせんはまぐり」

エ 第2種・第3種共同漁業権の各種漁業一覧

a 固定式刺し網漁業（第2種共同漁業）

免許番号	漁業権者 (漁業協同組合)	漁業の名称
共第1号 短共第1号	市川市漁業協同組合	雑魚固定式刺し網
短共第2号 短共第3号	船橋市漁業協同組合	雑魚固定式刺し網
共第7号	新木更津市漁業協同組合 金田漁業協同組合	雑魚固定式刺し網
共第8号	富津漁業協同組合	雑魚固定式刺し網
共第9号	新富津漁業協同組合	ひらめ固定式刺し網・きす固定式刺し網・ こち固定式刺し網・かに固定式刺し網
共第13号	天羽漁業協同組合・新富津漁業協同組合・ 大佐和漁業協同組合	いか固定式刺し網・くるまえび固定式刺し網・ かに固定式刺し網・いなだ固定式刺し網・ひらめ 固定式刺し網
共第17号	鋸南町保田漁業協同組合・鋸南町勝山漁業 協同組合・岩井富浦漁業協同組合	くるまえび固定式刺し網・かに固定式刺し網・ かます固定式刺し網・いなだ固定式刺し網・ひらめ 固定式刺し網
共第20号	館山漁業協同組合 岩井富浦漁業協同組合	くるまえび固定式刺し網・かに固定式刺し網・ かます固定式刺し網・いなだ固定式刺し網・たい 固定式刺し網・ひらめ固定式刺し網
共第22号	西岬漁業協同組合 波左間漁業協同組合	いなだ固定式刺し網・ひらめ固定式刺し網
共第36号	西岬漁業協同組合・館山漁業協同組合・ 東安房漁業協同組合	いなだ固定式刺し網・すずき固定式刺し網・いさき 固定式刺し網・ひらめ固定式刺し網
共第37号	東安房漁業協同組合	ひらめ固定式刺し網・いなだ固定式刺し網
共第44号	鴨川市漁業協同組合 東安房漁業協同組合	かに固定式刺し網・いなだ固定式刺し網・すずき 固定式刺し網・いさき固定式刺し網・ひらめ固定式 刺し網
共第47号	新勝浦市漁業協同組合 勝浦漁業協同組合	いなだ固定式刺し網・ひらめ固定式刺し網
共第49号	御宿岩和田漁業協同組合	ひらめ固定式刺し網・こち固定式刺し網
共第51号	夷隅東部漁業協同組合	ひらめ固定式刺し網
共第55号	海匠漁業協同組合	雑魚固定式刺し網
共第57号	銚子市漁業協同組合	雑魚固定式刺し網
茨共第17号	銚子市漁業協同組合・那珂湊漁業協同組合・大洗町 漁業協同組合・鹿島灘漁業協同組合・はさき漁業協 同組合	雑魚建網（雑魚固定式刺し網）

b すだて漁業（第2種共同漁業）

免許番号	漁業権者 (漁業協同組合)	漁業の名称
共第3号	金田漁業協同組合	雑魚すだて

c 小型定置漁業（第2種共同漁業）

免許番号	漁業権者 (漁業協同組合)	漁業の名称
共第14号	鋸南町保田漁業協同組合	いか小型定置
共第16号	岩井富浦漁業協同組合	あじ小型定置
共第23号	西岬漁業協同組合	あじ小型定置
共第24号	西岬漁業協同組合	あじ小型定置
共第25号	西岬漁業協同組合	あじ小型定置
共第26号	西岬漁業協同組合	あじ小型定置
共第27号	西岬漁業協同組合	あじ小型定置
共第28号	西岬漁業協同組合	あじ小型定置
共第29号	西岬漁業協同組合	あじ小型定置
共第30号	館山漁業協同組合	すずき小型定置・あじ小型定置
共第38号	東安房漁業協同組合	あじ小型定置
共第45号	新勝浦市漁業協同組合	あじ小型定置

d 地びき網漁業（第3種共同漁業）

免許番号	漁業権者 (漁業協同組合)	漁業の名称
共第9号	新富津漁業協同組合	あじ地びき網
共第10号	新富津漁業協同組合	あじ地びき網
共第14号	鋸南町保田漁業協同組合	あじ地びき網
共第16号	岩井富浦漁業協同組合	あじ地びき網
共第43号	東安房漁業協同組合	あじ地びき網
共第52号	九十九里漁業協同組合	あじ地びき網
共第53号	九十九里漁業協同組合	あじ地びき網
共第54号	海匠漁業協同組合	あじ地びき網